

告 示

埼玉県告示第七七七号

国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十八年六月三日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 作業種別

基本測量（地盤沈下関連水準測量・河川事業に伴う水準測量）

二 作業期間

平成二十八年八月一日から平成二十九年二月二十四日まで

三 作業地域

さいたま市、蕨市、戸田市、加須市、久喜市、幸手市